

岡山県議会情報公開条例及び岡山県議会個人情報保護条例の一部を改正する条例 【条 例】 ○ 岡山県議会情報公開条例及び岡山県議会個人情報保護条例の一部を改正する条例 【解 説】 ○ 公布した条例の解説		目 次	
		発行 岡山県	
			
議会事務局総務課		担当課（室）	
総務学事課			
			目 次
			担当課（室）

岡山県議会情報公開条例及び岡山県議会個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年七月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第四十号

岡山県議会情報公開条例及び岡山県議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

(岡山県議会情報公開条例の一部改正)

第一条 岡山県議会情報公開条例(平成十三年岡山県条例第八十四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第十四条」を「第七条第二号及び第十四条」に、「同条」を「同号、同条」に改める。

第七条第二号中「であつて、」の下に「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画、写真若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。)により」を加える。

第八条第二項中「うち、」の下に「氏名、生年月日その他の」を加える。

第十四条中「図画」を「図画」に改める。

(岡山県議会個人情報保護条例の一部改正)

第二条 岡山県議会個人情報保護条例(平成十七年岡山県条例第七十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号を次のように改める。

一 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

イ 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは写真(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。))若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式をいう。次号において同じ。))で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。第七条第一項第六号、第十四条第三号及び第十五条第二項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

ロ 個人識別符号が含まれるもの

第二条第三号中「及び写真(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。第六条第一項、第二十条第一項及び第五十一条において同じ。))並びに」を「、写真及び」に改め、「(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)」を削り、同号を同条第四号とし、同条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。

イ 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

ロ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

第七条第一項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 要配慮個人情報（本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被つた事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報を用いる。）の記録項目

第七条第五項中「、第六号若しくは第七号」を「から第八号まで」に改める。

第十四条第三号中「含む。」の下に「若しくは個人識別符号が含まれるもの」を加える。

第十五条第二項中「記述等」の下に「及び個人識別符号」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(解説)

- ◎ 岡山県議会情報公開条例及び岡山県議会個人情報保護条例の一部を改正する条例について
個人情報保護に関する法律の一部改正に鑑み、個人情報保護の定義に、生存する個人に関する情報であつて個人情報符号が含まれるものを含むこととする等所要の改正を行ったものである。